

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I：現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の概要・立地など

京都府の西南部に位置し、北部と西部は京都市西京区、東部は京都市南区・伏見区、南部は長岡京市に接している。

市域面積は7.72平方キロメートルであり、東西の最大幅は約2km、南北の長さは約4kmと、南北に長い市域となっており、全国の市では3番目、西日本においては最もコンパクトな都市である。

市域西部一帯は、標高35メートルから80メートルの丘陵が南北に細長く横たわり、竹林が広がる緑豊かな閑静な地域で、竹林と竹垣が整然と連なる「竹の径」(京都府景観資産)の保全と保護が図られ、丘陵の竹林からは良質の筍が産出され、「乙訓の筍」として、特産品になっている。

市の中心部は住宅街を形成し、交通機関は、東西約1.2キロメートルの間に阪急電車・東海道本線・東海道新幹線の他、名神高速自動車道路・国道171号線が通り、JRのマンモス操車場である向日町運転所もある。

人口は、55,916人(23,876世帯、令和6年4月1日現在)で、市域北部の大規模工場跡の土地区画整理事業による新市街地の誕生により、微増傾向で推移していたが、令和2年の56,859人をピークにゆるやかな減少に転じている。

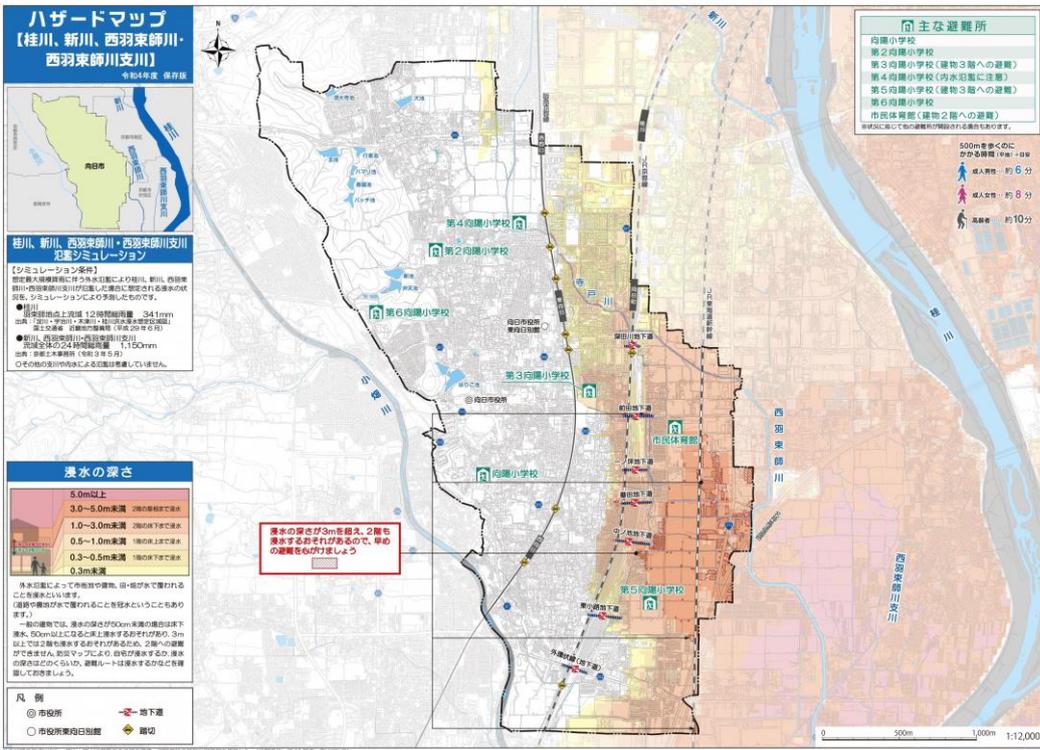
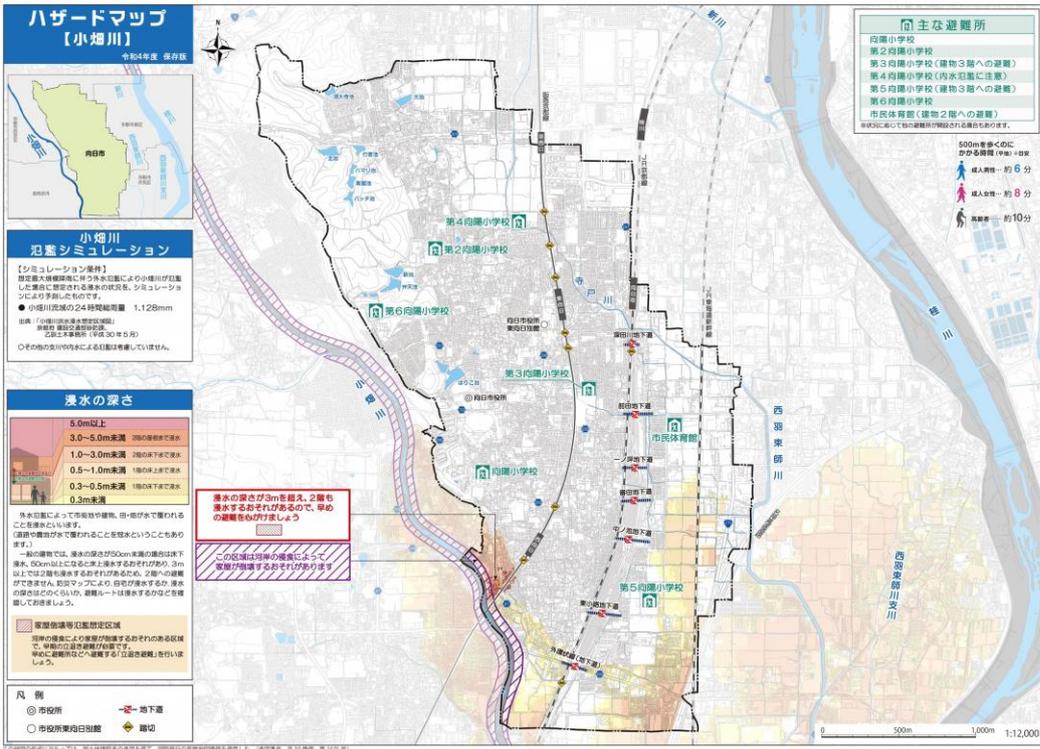
② 風水害に関して

*洪水

向日市で想定される水害には、身近な水路や下水道があふれる内水氾濫と、小畑川や桂川などの氾濫による外水氾濫がある。

京都府・向日市の防災ハザードマップによると、小畑川や桂川、新川、西羽束師川・西羽束師川支川が氾濫した場合、河川沿いを中心に0.3m～最大5.0mの浸水予想地域が広範囲に存在している。

また、小畑川沿いの向日地区では浸水継続予想時間が24時間～72時間と長く、被害の拡大や復旧の遅滞が懸念される。



【出典】「向日市防災マップ」令和4年度保存版

(ア) 向日市の主な想定震源断層モデル及び発生確率

モデル震源断層名	断層内容	長さ(km)	幅(km)	マグニチュード(M)	今後30年以内の発生確率 (相対的評価)
花折断層帯	花折断層 (中南部)	46.5	14	7.5	ほぼ0%~0.6% (やや高い)
西山断層帯	檜原-水尾断層	15	15-14	6.6	ほぼ0%~0.8% (やや高い)
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	44		7.5	ほぼ0%~0.02% (—)
南海トラフ地震 (東海・東南海・南海地震同時発生)		—		8.5	70%~80% (高い)

※【出典】令和4年度向日市地域防災計画の地震対策編(一部抜粋)

(イ) 向日市の主な想定震源断層モデルに対する建物被害予想

モデル震源断層名	断層内容	全壊	半壊	焼失建物		
				冬5時	夏12時	冬18時
花折断層帯	花折断層	1,971	4,341	38	115	870

※【出典】京都府、花折断層帯地震被害想定調査報告書、令和6年3月、P6、表2.1-2建物被害、向日市

モデル震源断層名	断層内容	全壊	半壊	焼失建物	
				冬夕刻	冬夕刻強風
西山断層帯	檜原-水尾断層	3,335	5,216	187	284
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	3,728	5,441	211	318
南海トラフ地震			510		2810

※【出典】令和4年度向日市地域防災計画の地震対策編(一部抜粋)

(ウ) 向日市の主な想定震源断層モデルに対する人的被害予想

モデル震源断層名	断層内容	被害	死者			負傷者			重傷者			要救助者		
			冬5時	夏12時	冬18時	冬5時	夏12時	冬18時	冬5時	夏12時	冬18時	冬5時	夏12時	冬18時
花折断層帯	花折断層	揺れ	117	48	78	1,065	488	649	187	79	112	506	316	390
		火災	1	1	15	3	4	34	1	1	10			

※【出典】京都府、花折断層帯地震被害想定調査報告書、令和6年3月、P12-14、表2.3-5・6・7人的被害、向日市

モデル震源断層名	断層内容	全壊				負傷者数 (冬早朝)	重傷者数 (冬早朝)	要救出者数 (冬早朝)
		冬早朝	秋昼間	冬夕刻	冬夕刻強風			
西山断層帯	檜原-水尾断層	243	53	148	160	1,730	247	1,049
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	262	60	163	179	1,864	269	1,182
南海トラフ地震					40	590	120	110

※【出典】令和4年度向日市地域防災計画の地震対策編(一部抜粋)

④ その他

「向日市国土強靱化地域計画（令和2年12月）」によると、向日市における既往の風水害としては、人命が奪われるような甚大な被害は記録として残されていないが、近年では、平成25年の台風18号で浸水被害が発生している。

なお、その他、ある程度の記録が残っている風水害としては、次表のとおりである。

向日市における主な風水害

発生日月	災害の種類	主な気象観測値	主な被害
昭和58年9月28日	台風10号	総雨量：255mm	床上浸水 9戸、床下浸水 437戸
平成2年9月13日～19日	集中豪雨	総雨量：349mm	床上浸水 18戸、床下浸水 246戸
平成11年6月27日	集中豪雨	総雨量：125mm	床下浸水 463戸
平成25年9月14日～16日	台風18号	総雨量：275mm	床上浸水 4戸、床下浸水 102戸
平成26年8月9日～10日	台風11号	総雨量：273mm	床上浸水 1戸、床下浸水 1戸
平成26年8月16日	集中豪雨	総雨量：68mm	床上浸水 3戸、床下浸水 4戸

⑤ 感染症

「向日市新型インフルエンザ等対策 行動計画（令和2年4月）」によると、国は、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとしている。

(ア) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(イ) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

京都府においても、全庁をあげて、国、市町村、関係機関と連携して、この2点を主たる目的として対策を講じていくとしており、向日市においても、国、府の対処方針に沿って、同様の対策を講じていくものとする。

(2) 商工業者の状況

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
商工業者	製造・建設業	271	255	市内に広く分散
	卸・小売業	346	225	市街地に多い
	サービス業	518	404	市街地に多い
	その他	525	333	市内に広く分散
合計		1,660	1,217	

(参照：令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計-産業横断的集計-事業所数、従業者数 第14表-向日市)

(3) これまでの取組

① 向日市の取組

(ア) 地域防災計画の策定

向日市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、向日市防災会議が作成する計画であり、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、国・府・指定地方行政機関・指定公共機関等などとの連携を含めた総合的な防災計画を定めている。

(イ) 地域防災計画の構成

- ・ 一般対策編：風水害、火災、土砂災害
- ・ 地震対策編：地震災害
- ・ 事故対策編：大規模災害事故、その他特殊災害等

(ウ) 防災訓練等の実施

大規模地震の発生を想定した向日市防災訓練（市内一斉の安全確保行動訓練）を例年 1 月頃に実施している。

また、各家庭・学校・職場などを対象に、向日市防災一斉行動訓練（シェイクアウト訓練）を例年 3 月頃に実施している。

(エ) 防災用品の備蓄

保存食（アルファ化米、ビスケットなど）や保存水などの食料品、カセットボンベ・簡易トイレ・毛布などの生活用品、発電機・投光機などの資機材を防災拠点、浄水場、小中学校、公民館などに備蓄管理している。

(オ) 感染症に関する対策

各関連法令に基づき、感染症に関する行動計画を策定している。

② 向日市商工会の取組

(ア) 向日市と締結（平成 10 年 11 月 2 日）している防災協定

- ・ 災害時における物資の供給協力に関する協定書
- ・ 災害時応急工事等の協力に関する業務基本協定書

(イ) 防災訓練等への協力

向日市防災訓練（市内一斉の安全確保行動訓練）や向日市防災一斉行動訓練（シェイクアウト訓練）等の防災情報の周知及び参加。

(ウ) 商工会団体制度（ビジネス総合保険制度）への加入促進

リスクファイナンス設計支援として、商工会団体制度（ビジネス総合保険制度）の加入促進を実施。

(エ) BCP 関連行事の周知

商工会の経営支援員が、京都 BCP 推進会議が実施する BCP 策定支援セミナー、京都 BCP 企業交流会などを中小企業等に周知。

II：課題

向日市商工会及び事業者においては、具体的な事業継続計画の策定や実効性を高めていくための取組みが十分なものとは言えず、平時の準備に加え発災時の緊急対応の蓄積ができていない。

III：目標

- ・事業者等に対し、自然災害や感染症等のリスクについての認識を高め、事前対策（BCP、事業継続力強化計画の策定）の必要性を周知する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	策定目標		
		BCP (簡易版含む)	事業継続力 強化計画	計
1,660	1,217	5	5	10

*その他

- ・上記内容に変更があった場合は、速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年2月1日～令和12年1月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

向日市と向日市商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

① BCP及び事業継続力強化計画策定の重要性などの周知

- ・商工会情報誌やホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、また、リスクファイナンスとして、損害保険などの紹介等の情報提供を行う。
- ・巡回や窓口での対応時に、ハザードマップなどを用いるなどして、事業所所在地の災害等のリスクや影響の軽減策などを説明する。
- ・事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての支援を行う。
- ・感染症に関しては、感染状況や感染予防策に関する適正な最新情報を入手し、感染予防に関する情報提供や支援を行う。

② 向日市商工会の事業継続計画策定

向日市商工会は令和7年3月までに事業継続計画を策定する。

③ 関係団体等との連携

- ・京都府商工会連合会及び京都府共済協同組合や民間保険会社と連携し、専門家派遣等を活用して、事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援などを行う。
- ・感染症に関しては、適正な最新情報の共有を行う。

④ フォローアップ

- ・事業者のBCPや事業継続力強化計画の取組状況の確認。
- ・向日市と向日市商工会の担当部署間で、情報共有及び改善策などについて協議する機会を設ける。

⑤ 訓練

- ・想定する災害（台風等による水災や風災、震度6弱以上の地震）に備え、発災を仮定し、関係諸機関との連携・連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

2. 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一として、以下の手順で状況把握と関係諸機関との連携をする。

(1) 応急対策実施の可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否確認を行う。
(安否確認手順・方法やその確認内容は、策定する事業継続計画に記す。)
- ・感染症に関しては、その感染拡大に備え、職員の体調管理・感染予防策を講じる。

(2) 応急対策の方針決定

- ・向日市と向日市商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員及びその家族の人命の安全を第一にした行動をとり、応急対策への参集は求めない。
- ・向日市と向日市商工会との間で、相互の役割分担を決定する。

【被害規模の目安】

大規模な被害の発生	<ul style="list-style-type: none">・地域内10%程度の事業所で、「ガラスの破損」、「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。・地域内1%程度の事業所で、「床上・床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。・広い範囲で電気の喪失、水道やガスの遮断が発生している。
被害の発生	<ul style="list-style-type: none">・地域内1%程度の事業所で、「ガラスの破損」、「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況の確認ができる。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

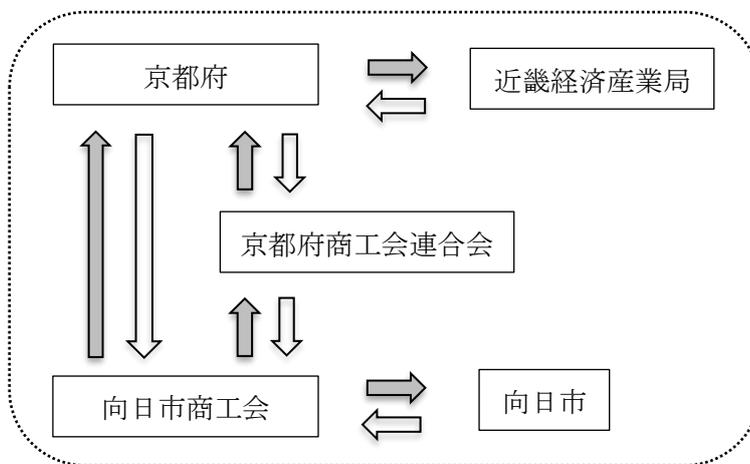
- ・本計画により、大規模な被害が発生した場合、向日市と向日市商工会及び京都府商工会連合会とは以下の間隔で被害情報の共有をする。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	1週間に2回共有する
4週間以降	必要に応じて共有する

- ・感染症に関しては、向日市のホームページの発信情報を適宜閲覧する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動は安全が確保される範囲内で実施する。
- ・向日市と向日市商工会は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・向日市と向日市商工会で共有した情報は、京都府の指定する方法を通じて、京都府に報告する。



(4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・事業者向け相談窓口については、向日市と協議の上、開設する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や京都府及び向日市の施策）について、地域内小規模事業者等に周知する。
- ・感染症においても、事業活動に影響を受けたかその可能性がある小規模事業者を対象とした相談窓口を設置する。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・国、京都府、向日市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者の支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを関係諸機関に相談する。

(6) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年10月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph LR; subgraph Chamber [向日市商工会]; A[事務局長] --- B[経営支援員]; end; subgraph City [向日市]; C[環境産業部産業振興課] <--> D[環境産業部防災安全課]; end; Chamber <--> City;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
① 当該経営指導員の氏名、連絡先	
氏名 石田 卓夫	
連絡先 向日市商工会 TEL:075-921-2732	
② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	
事業継続力強化支援計画の策定及び事業実施に係る助言、並びに目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する際の必要な情報提供を行う。	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
① 商工会／商工会議所	
向日市商工会	
〒617-0002 京都府向日市寺戸町寺田 64 番地 向日市商工観光振興センター内	
TEL:075-921-2732/FAX:075-934-2665 E-mail:muko-sci@kyoto-fsci.or.jp	
② 関係市町村	
向日市 環境産業部産業振興課	
〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地	
TEL:075-874-2419/FAX:075-922-6587 E-mail:sangyo@city.muko.lg.jp	
(4) その他	
上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	40	250	250	250	250	250
・情報誌、チラシ等制作費	25	150	150	150	150	150
・情報誌、チラシ等郵送費	15	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料等収入、京都府補助金、向日市補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等